



全事業(中小企業も対象) 義務化！

理不尽な迷惑行為から社員を守る「カスハラ対策セミナー」

主催 (一社) 大田労働基準協会

令和 8 年 10 月 1 日から、改正労働施策総合推進法が施行され、顧客や取引先の著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント) から従業員を守るための措置を講ずることがすべての企業に義務づけられました。ただ、一方で、「どこからカスハラかわからない?」「実情は担当者に対応を任せきりにしている!」「法律が変わるけど、まず何から始めればいい?」といった声がかかるのも実情です。カスハラは、従業員に精神的、身体的負担を強いる不当な顧客行為で、メンタル不調を引き起こしたり、離職に至るケースも見られるところです。

従業員の安全と企業の健全な運営を両立させるためには、カスハラ対策の正しい理解と対応がなによりも必須と言えます。

事業者として安全配慮義務を果たすためのポイントを押さえて、ハラスメント対策の著書もある元労働基準監督署長の特定社会保険労務士がわかりやすく解説します。

- 1、日時 令和 9 年 2 月 9 日 (火曜日) 13 時 30 分～16 時 30 分 (受付 13 時 15 分～)
- 2、講師 森井 博子氏 (労働局・労基署における長い実務経験有する特定社労士)
- 3、内容

本セミナーで分かること

- ・何が変わる? 改正法の重要ポイント
- ・境界線はどこ? 正統なクレームと「カスハラ」の見極め方
(※カスハラ判断基準)
- ・具体策は? 安全配慮義務を果たすため実務上の組織対応と現場の対策
(※カスハラ対策・自社診断チェックリスト等を示して解説)



～以上を、改正労働施策総合推進法・指針・条例・独禁法・下請法(事業者間 BtoB カスハラ等)・フリーランス法・裁判例・問題事例等を示しながら解説)

- 4、定員 80 名 (先着順)
- 5、会場 大田区民ホール・アブリコ 小ホール (裏面案内図参照)
- 6、受講料 会員 7,700 円 (消費税込) 会員以外の方 9,900 円 (消費税込)
- 7、申込方法 ①裏面申込書に必要事項を記入し大田労働基準協会あてに F A X してください
②受講者は講習会当日受講票をご提示ください。

お申し込み後の取り消しは、1 週間前までをお願いいたします。

それ以降の取り消しについては、受講料を頂きますのでご了承ください。

- ・銀行名 三井住友銀行 蒲田支店
- ・普通預金 口座番号 3 6 8 7 3 9 4
- ・口座名称 一般社団法人 大田労働基準協会

※振込人名の前に、講習会の開催日をご記入ください。(例 0 2 0 9 〇〇 カイシャ)

- 8、問合せ (一社) 大田労働基準協会 TEL 0 3 - 3 7 3 8 - 0 1 1 8

全事業(中小企業も対象) 義務化！

理不尽な迷惑行為から社員を守る「カスハラ対策セミナー」

FAX 申込書・受講票

一般社団法人 大田労働基準協会 FAX 03-3738-0128

□ 実施日：令和9年2月9日（火曜日）13：30～16：30 受付開始時 13時15分～

□ 場 所：大田区民ホール・アプリコ 小ホール

『事業場事項欄』

会員の別	大田・三田・品川・渋谷・新宿・池袋 ・それ以外 ○を付してください		
事業場名 所在地	〒		
業 種	(講師の事前準備の為に記入ください)		
申込者メールアドレス			
申込担当者役職・氏名			
T E L		F A X	

『受講者事項欄』 (3名以上の場合、この用紙をコピーしてご使用ください。)

ふりがな		受講 番号	*
受講者氏名			
ふりがな		受講 番号	*
受講者氏名			

⑨ 個人情報は、研修名簿の目的以外に利用することはありません。

【会場案内図】

【交通】

- ・JR京浜東北線、東急多摩川線
東急池上線「蒲田駅」東口徒歩3分
- ・京浜急行線「京急蒲田駅」西口徒歩7分

問合先

〒144-0052 大田区蒲田5-40-1

一般社団法人 大田労働基準協会

TEL 03-3738-0118

